津軽藩寛政改革意見書の分析

――毛内宜応「秘書 全」、赤石安右衛門・菊池寛司「覚」、手塚玄通「管見策

滝

本

寿

史

じめに

は

民衆運動の起点として位置付けることができよう。とっては、自らの再生産を維持するという、生きるという原点に立ったなして認識せざるをえず、それが故に階級的再生産の道を模索し始め級として認識せざるをえず、それが故に階級的再生産の道を模索し始めればならないという藩政の新たな段階の一歩として、また生産者階級にとっては、自らの再生産を維持するという、生きるという原点に立ったとっては、自らの再生産を維持するとかできよう。

題を追う中で、中後期津軽藩政のかかえた諸課題が、領主階級にどのよしての藩士土着政策(在宅制)を検討してきた。本稿はこれら二稿の問土土着政策」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』、国書刊行会、一十二十二 以下拙稿)と「寛政改革と藩前大学国史研究』七一号、一九八〇年、以下拙稿)と「寛政改革と藩にての点に関して、筆者は「宝暦・天明期津軽藩農村の諸問題」(『弘

筆の目的とする所である。 いこでであるが、具体的内容分析がなされていない点も、本稿執に占める位置付けは各章で述べるが、津軽藩寛政改革中最大の政策である藩士土着策の意図を検討する上でも、また実態をさぐる上でも有効と考える。加えて、意見書の存在自体は既に『弘前市史』をはじめとして多える。加えて、意見書の存在自体は既に『弘前市史』をはじめとして多える。加えて、意見書の存在自体は既に『弘前市史』をはじめとして多える。かえて、意見書の存在自体は既に『弘前市史』をはじめとして多える。かえて、意見書の存在自体は既に『弘前市史』をはじめとして多りのある。それぞれの藩政に対しているが、具体的内容分析がなされていったのかをより明確らに受けとめられ、どのような施策が目指されていったのかをより明確

題を導き出している。この分析視角は寛政以降の津軽藩政を左右する松照を導き出している。この分析視角は寛政以降の津軽藩政を左右する松公郎様御学問初被遊、同人孝経を講ず」という史料がある。藩士土着松石郎様御学問初被遊、同人孝経を講ず」という史料がある。藩士土着松石郎様御学問初被遊、同人孝経を講ず」という史料がある。藩士土着松石郎様御学間が本稿で分析対象とする赤石安右衛門らの「覚」を引また、浅倉有子氏が本稿で分析対象とする赤石安右衛門らの「覚」を引また、浅倉有子氏が本稿で分析対象とする赤石安右衛門らの「覚」を引きた、浅倉有子氏が本稿で分析対象とする赤石安右衛門らの「覚」を引きた、浅倉有子氏が本稿で分析対象とする赤石安右衛門らの「覚」を引きない。

内容分析は筆者の準備不足もあり、思想的背景とともに本稿では後日の前警備をさぐる上で重要な指摘と考えるが、この点に引きつけた形での

とを、あらかじめ断っておく。 尚、本稿で引用する史料はすべて市立弘前図書館の所蔵文書であるこ

として注目される。

一、改革意見書提出の背景

是時節より御政法別段ニ相成、世人ノ唱ニ御仕向ト云、右衛門を郡奉行勘定奉行兼役に抜擢し、是より善政興ると云ふ、寛政三年正月、左次郎、信明公へすゝめ奉りて、菊池寛司、赤石安寛政三年正月、牧野左次郎)

藩政の見通しが或る程度できる状況に回復する期間がこの差を導いたとの政策遂行力と計画性の違いが単に「御仕向」と呼ばせたにすぎない。僅直後の領主的対応の中に求められるべきである。つまり極言すれば藩ら始まったことになる。しかし、この寛政改革の直面した諸課題が拙稿らかまったことになる。しかし、この寛政改革の直面した諸課題が拙稿の世界によれば、当時「御仕向」と言われた寛政改革は寛政三年か

政三年に画期を求めることはできない。また寛政七人衆と呼ばれた改革内容-備荒貯蓄・藩士土着・藩校設立-も、拙稿■で述べたように、寛していることも見逃がせない。しかし、従来指摘されてきた寛政改革の没し、同年八月に九代寧親が襲封したという時期的な一致が微妙に影響この場合、天明四年一月飢饉最中襲封した八代信明が寛政三年六月に

考えられる。

この意味において、寧親襲封時の「書付」は信明との連続性を示すものとは領主的対応の連続性の中での一段階とすることができるわけである。英主とした歴史的作為とすることができる。従って「御政法別段相成」ブレインの登用は信明期にその大半を見ていたのであり、寧親を中興のブレインの登用は信明期にその大半を見ていたのであり、寧親を中興の

呉々御遺命何れも急度相守行届候様致度願無他事候、守候所存に候、一統右之心得にて諸事厳重に取扱第一之事ニ候間、方に至るまて精々被仰付置候事之由、右思召之通某ニ於ても急度相御先代様御事ハ年来御政務に被為盡御心、御学問幷御武芸其外御殿

従って寛政改革は天明期の領主的対応=一時的対応の中で醸成されつつ、

状況における家臣団内部での動揺を受けたものと考えられる。いきたい。その意味では天明飢饉がそりあげる改革意見書の出される背景を見ていきたい。八代信明は、天明四年一月晦日の襲封直後から背景を見ていきたい。八代信明は、天明四年一月晦日の襲封直後から背景を見ていきたい。八代信明は、天明四年一月晦日の襲封直後から背景を見ていきたい。八代信明は、天明四年一月晦日の襲封直後から背景を見ているが、その基準は、階級的威信の保持と階級内結束の強調であった。これは天明飢饉が後期藩政の原点と言える。

具体的な政策攻撃ではないが、当時の農民支配自体に疑問が持たれてい簿ゟ゙カ、又苛政之する所カ、心有輩義論区々也、他散之者壱人も有之義ハかつて不聞、当時之他散夥敷事ハ人情之軽

る。また、廻米策に及んでは極めてその本質をついた家臣団内部の対立

当一ヶ年之凶作ニ而当冬中加程ニ及餓死事全御郡内米穀不足空虚成

ことは言うまでもない。||8|||さは言うまでもない。||8|||とは言うまでもない。||8|||とはこしている。またこれらが、窮乏した藩士の不満に支えられていたこの動きは家老同志の対立にまで発展し、家老津軽多膳の出府問題を引

的に君臣の道を説いている。 このような中で入部直後の天明四年八月、信明は自筆書付の中で積極

に可相成候間、此事専一に君臣共心掛可申候、を不失様に可心懸候、君臣の道を不失時ハ先君の令名をも不汚様を不失様に心懸候、其方共にも能々臣たる事の難きを存じ少しも臣道一、某君たる事の難きを知て昼夜令煩労候、潜心胸焦して君道を不

や、忠信の臣に決して無之処と能々可令勘弁候……、一、……仮令君々たらざる事ありとも、臣に臣たらざるの理あらん

ように訓諭している。翌五年三月の発駕に際し、自筆書付を以て次の強調へと展開している。翌五年三月の発駕に際し、自筆書付を以て次のこの君臣の道の強調は、次にその練磨、すなわち武芸と学問の重要性の

一少も武士道ニ相背候筋も有之候而ハ、天災者相逃候共某カ厳刑道堅固ニ相守り国之恥辱ニ及候事有之間敷心懸可為専一候、万々一、……万一如何様成不作等有之及飢渇候程之大変有之候共、武士

者全逃申間敷候……

を事と致無益之学文ニ候、真実身之為ニ致候学文第一ニ候、其外道を知銘々其身ニ而致候事肝要ニ候、唯詩文而已相拘り妄言活口、惣而家中学文之致方不宜趣有之候、聖賢之書を読能人倫五常之

だものとして捉えられる。

「記書」では、これまでの不定期的、非計画的城中講釈から一段階進んある。これは、これまでの不定期的、非計画的城中講釈から一段階進んは信明期において確立している。すなわちその定期性と場所の一定化でこの傾向は後に寛政八年、藩校として結実することになるが、その基礎に対策を表演出情可致候、師範之者も同意相心得家中取立可申候、

登用や意見書の奨励である。した政策遂行がはかられるべきだとする論理が生ずる。すなわち人材のした政策遂行がはかられるべきだとする論理が生ずる。すなわち人材の集を企図したわけである。そしてここに君臣関係を前提として一致団結つまり、飢饉時の諸状況に対応して、階級支配貫徹の為に、階級的結

一、老人之了簡ニ而者知恵限有、老人ニ而者手之不及間違候事も有一、老人之了簡ニ而者知恵限有、老人二前接而者国家之心付候義者無遠慮差出可申候、惣而下ノ情上へ不通候而者国家之心付候義者無遠慮差出可申候、惣而下ノ情上へ不通候而者出責出と外江戸国元之家中共目見已下之者迠も一統存寄次第言上書差出之外江戸国元之家中共目見已下之者迠も一統存寄次第言上書差出之外江戸国元之家中共目見已下之者迠も一統存寄次第言上書差出之外江戸国元之家中共目見已下之者迠も一統存寄次第言上書差出入り難事古今歷然之處ニ候、

い。それだけにまた藩政上重要な意見書としてその意義を有している。うな階級結束の動向の中で提出されたものであることを確認しておきた以上極めて散漫な論証となったが、以下述べる三つの意見書はこのよこの結果「受言函」を江戸藩邸および弘前城門に置いたとされている。

二 「秘書」全」-毛内宜応

(-)

本書の位置付け

毛内宜応についてはその「由緒書」に、

廿日茂巧家督三百石、其後足軽頭被仰付、天明二年四月朔日病身之毛内宜応名茂粛有右衛門茂巧の嫡男也、信寧公御代、宝暦八年七月

旨申立御役御免穩居、

いる。

先述した天明四年三月の、信明の意図に基づいた「存寄書」であること仰付、猶又此度御入国ニ付愚意之趣左之通奉申上候」とあることから、本書は、その冒頭に「当春御自筆御書付御家中大小之諸士存寄御尋被背景として引用されており、徂徠学に傾倒していることが知られる。尚、宜応自身の素養としては、本書中に度々徂徠の「政談」が理論的

がわかるが、本書の重要性は次の史料によって知られる。

検討するに当って大きく、また藩政上重要な位置を占めると考えられる。に、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として、の意見は、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として、の意見は、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として、の意見は、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として、の意見は、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として、の意見は、同年一二月二八日、藩士土着を志向する最初の法令として、明四年信明公御入部の後、九月三日毛内宜応藩士在宅、土着之存、明四年信明公御入部の後、九月三日毛内宜応藩士在宅、土着之存、大明四年信明公御入部の後、九月三日毛内宜応藩士在宅、土着之存、大明四年信明公御入部の後、九月三日毛内宜応藩士在宅、土着之存、大明四年信明公御入部の後、九月三日を占めると考えられる。

」 本書の構成

通心、九月晦日付三通心にFの六通の「覚」によって構成されて本書は、九月三日付一通A、九月一八日付一通B、九月二七日付

ように藩から「委細に申出候様被仰付」れることになる。しかしこれが「条目斗奉申上」ったために、翌四日、前掲史料に見える「御永久之御政被差立度」として一五ケ条の「心付候趣」を述べている。「近来之御法令共多分者今日切之御儀を以被仰出」ていることを批判し、何では、藩政の本来あるべき姿について六ケ条にわたって述べた後、

対する藩からの返答書を催促している。つまり、A)において条目のみにニ而御直ニ奉申上度」と申出ている。C)もまた同様の主旨であり、B)に共茂御座候、猶筆紙に難及御儀茂御座候」として、逆に「乍恐御逢之上相顕れ不申外尓も教条愚意之存寄茂御座候上御場合臥候而御不益之御儀のはこれに対する返答書であり、「先日奉差上候存念之趣巨細之業者

た。 で被成下置旨」(Dの通知が入り、(D)(E)Fの三通を提出することになっ 「可成たけ者ケ条尔相記し奉差上、其上与得御熟覧之上ニ而追而御逢 にであったために、直接謁見して申上げることによって迅速な対 とどめたのは、宜応の存寄が「御場合延々尔相成候而者甚御不益之御

の三分の二の量を占める印を検討することにより、宜応の見解を見てい申候」匠として、これらを印において展開している。従って以下、本書で述べてきたことが「必竟之処者人材を奉進メ候与土着与之二義ニ相帰匠印は⑪の別紙である。⑪匠は印の前書きの内容にあたり、⑷から匠

三 藩士土着の形態

きたい。

を考えていたのかを明らかにしたい。 まず、土着による得失を見る前に、宜応がどのよりな藩士の存在形態

之筋尓御座候、土着之儀者此度新々尓御建立之御法ニ茂無御座候、往古江御引戻し

うに捉えている。 りに捉えている。 は前=城下集住以前のことを指している。そしてこの頃の状況を次のより前=城下集住以前のことを指している。そしてこの頃の状況を次のより暦二年)、つまり「御家中幷小給之者迠在所ゟ御引上、御城下江莟候」明暦二年)、つまり「御家中幷小給之者迠在所ゟ御引上、御城下江莟候」(京で)(四代信政)

森岡金吾……抔其外大身数多己レ可在所ニ砦或ハ屋敷を構在所で勤

がたということは、在住居が開発と切り離せないものであったことを窺与していたということである。また、百姓を小知行役として取り立ててつまり、藩士は在所に住居し、そこから通勤することによって藩政に参与申候而唯今之御留守居支配足軽等之勤廉江御入置在所が通勤仕候、(加)和行人上之開発地ニ御座候得者御印被下置、小知行役務仕候、小身之族ハ大方田屋所が通ひ勤仕候、……其頃小知行与申

しに問題があり、これが現在まで桎梏となっているとしている。 召ニ而、御城築ニ御事寄せ数年来地方御蔵入被仰付」れることとなった。 どってこれは給地の直轄化をめざしたものではなかったために、当然の でいてこれは給地の直轄化をめざしたものではなかったために、当然の が、この時「勘定之元メ役武田源左衛門」によって為された地方割直 ところが「妙心院様御入部之節」、諸士の状態が「不骨之風俗数多ニ しに問題があり、これが現在まで桎梏となっているとしている。

茂相潰候間、又々在宅ニ御引戻しも難被遊、所ぶ通ひ勤仕候族間々有之候、扨又右割直被仰付候ニ付銘々田屋所相、百性作人七八十人之場所勝ニ而何連を田屋所与可仕方茂無御座、右割直之知行所之儀者方々ニ分散仕、百石之場所ニ而村数三四十ケ

は非常に多く、また所々に存在しているのであるから、一方では極めてるのだとしている。そこで宜応は次のように提言する。卯年飢饉後廃田り、従ってそこに後述する所であるが「風俗花美」や諸士の困窮が生ずつまり、分散知行の結果が必然的に城下住居をもたらしているのであ

配分すべき土地を限定していることは注目される。配分すべき土地を限定していることは注目される。その期を逃すことを表示の場合、百姓負担、廃田の多少、および土地の生産性を考慮したと考えられるが、「地方割直之儀者、平賀六庄鼻和三庄其外浜通り大場馬継えられるが、「地方割直之儀者、平賀六庄鼻和三庄其外浜通り大場馬継えられるが、「地方割直之儀者、平賀六庄鼻和三庄其外浜通り大場馬継えられるが、「地方割直しを断行することができる。従ってこの期を逃すことな容易に地方割直しを断行することができる。従ってこの期を逃すことな容易に地方割直しを断行することができる。従ってこの期を逃すことない。

次に「勤仕」の問題であるが、「勤仕之儀者同役申合如何躰ニも御間次に「勤仕」の問題であるが、「勤仕之儀者同役申合如何躰ニも御間を合せ候様ニ御役人御近習廻り日参之族者妻子田屋所江遺候儀御免被仰を合せ候様ニ御役人御近習廻り日参之族者妻子田屋所江遺候儀御免被仰を合せ候様ニ御役人御近習廻り日参之族者妻子田屋所江遺候儀御免被仰を合せ候様ニ御役人御近習廻り日参之族者妻子田屋所江遺候儀御免被仰がある。

捉えた場合次のような区割を可能にするとしている。 さて、以上の様な土着制における藩士の存在形態は、藩領全体として

鈐録等ニも相見得申候通一体之国数四ツ尓割、一ツ者公務之入高!

一ツ者家中給仕、一ツ者国中之飯料、一ツ者年々之損毛与相定メ、

つまり、藩士再生産を藩財政=公務から切り離し、かつそれによって藩有余之分ハ貯ニ仕置凶年之備ニ仕候、

としているのである。 財政再生の道を切り開きうるのが、以上述べてきた形態による土着制だ「著」「着士再生産を落敗四=女務から与り傳し」かてそれによって義

四 藩士土着の得失

本書は二一ヶ条におよんで土着の「徳」を、更に二一項目にわたって本書は二一ヶ条におよんで土着の「徳」を、更に二一項目にわたって、かれているのである。

内容である。
内容である。
の二一ケ条は、天明四年段階の状況を克服しうる土着のである。

に集約することができる。一つは農村状況であり、一つは藩士財政の窮まず、前者の「徳」は、飢饉後の状況を克服しうるという点で、二点

好転し理想的状況が開けるとする。 乏である。 そしてこれらが克服されることによって、藩財政そのものも

傾向、 農村状況は次の四点に集約される。①廃田の増大、②三民の本業遊離 ③治安の悪化、④耕作の無計画性、 の四点である。

当年御田地半分ニ余り候廃田又々明年ニ至リ廃田重可申」 馬之散失死亡茂又不少」る状況を背景として、仕付高の問題としてあら ている。 その家来、妻子を捉えることで、 とになるからである。従ってここに耕作力の補充源として、藩士および 而病死之者茂二三万二及可申候、……別而在々之死亡夥敷、 われてくる。すなわち「来年植付之力無御座候得ハ又候廃田重可申候、 ①は、 | 去当年之内御郡中之餓死凡十二三万人茂可有之、又ハ疫疾ニ(天明三、四年) 廃田開発を行いうる土着が有効とされ 状況を生むこ 夫ニ順し牛

開ヶ可申、 年之所ニ而弐万人余之人数倍ニ相成可申、是等ニ而御田地三四万石 此節諸士在々江引越シ妻子家来をも召連行田地取立仕候ハム、先明々 過分ニ無御座田地仕付方御成就可仕与奉存候 ハゝ六七年之内ニ者大躰廃田仕立左程苦労ニ茂不相成、御物入茂 御蔵地共ニ五六万石者仕付可申候、 ケ様之御手配り被遊

莚之上ニ住居」する毎日であり、 の日常は「畑へ出土をうねり鍬を取り或へ稲をこなし抔仕候上、平生 ない状態を意味している。従って藩士一般の妻子としては考え難い。 農作之場所ニ而見合見知られ候儀ニ」て、 事労働力として設定した点を考える必要があると思う。すなわち「妻子」 宜応は右のような見積もりをしているのだが、この場合 しかも「隣之妻子与出会ニも互ニ平生 何ら周囲との隔差を設定しえ 「妻子」をも農 本

> 書中位階制を示す所は一ヶ所もないが、土着効果については藩士全員土 に置いていたのではないかと考えられる。 着によって生じる効果を述べ、土着対象者については中下級家臣を念頭

れは離農化傾向=農業人口の減少という点において①と深い関連をもつ ② は、 特に農商分離という点で強調されている。 「三民其職ニ復」すためにも土着が必要だという点である。

が、

不足仕身上肥立廉候も理リニ御座候、 リ、今日之利潤ニ走リ田地之手入甚悪敷御座候ニ付、年々之上リ 者大ニ労可申候、此風儀ニ而農商打混し百性共茂自ラ町人心ニ罷 座候得者、 来商家之情者永々之事ニ者相渡らす今日~~之利潤を貪候風儀ニ御 候之田地不少百姓共及困究村々衰微仕候茂是等之御儀ニ御座候、 持、手作或者乍人を付置立廻し取候事ニ相成り、当時商家へ取ら 田 近年在々困究百姓弱り候ニ付商家ゟ金銀を借り、 地を町家江相渡し、或者引当に田地を取ラれ候ニ付、 田畑之出穀斗ニ心御座候而手入方者農人共之律儀なる 返済滞候 商 いこ付無 人田地 元 榖 成 を 拠

ぎをせざるを得ない状況を、農業に専心させるということにすりかえた ら太切ニ可仕」き状態が生まれると見込んだといえる。 のである。つまり諸士が土着することによって「農業之世話仕候節ハ、 土着藩士は監督的立場に置かれたことになる。 を前提として農商接近の状況が述べられている所に特性がある。手間 農村疲弊は単に商人の農村介入によるものばかりではないが、 図ニ鍬取耕する之外他念無御座金銀を貪る心生する事なく、 この意味では 農民困 田畑を専 窮

は補完的役割しか持ちえない。る生産拡大なのであり、諸士や家来、妻子は農村状況との関連で見た時ることになる。すなわち、土着とはいっても基本はあくまでも三民によ方向に向かい、非人や乞食も不足がちな仮子や奉公人として再編成され

③は、治安維持における土着の「徳」である。宜応は「盗賊火付博奕之者」が領内、村内に入り込むことを念頭においてこの点を述べている。も薄く、礼義無御座候得者悪事をも生し候儀必然之理ニ御座候」というの論理によって打ちこわし等は起こらないと考えたためであろうか。いの論理によって打ちこわし等は起こらないと考えたためであろうか。いの論理によって打ちこわし等は起こらないと考えたためであろうか。いの論理によって打ちこわし等は起こらないと考えたためであろうか。いる状態となり、これまで「諸目付代官手代茂手之届不申」る所までも行る状態となり、これまで「諸目付代官手代茂手之届不申」る所までも行る状態となり、これまで「諸目付代官手代茂手之届不申」る所までもである。とになるとしている。土着によって藩士を警察機構の中に組みさるとしたのである。

家に田畑を取られる状況を引き起こしているのだとしている。まれば農民は次のような一年を過ごしているために、②で述べた様な商される諸ケ条は、宜応の愚民観の現われ以外の何者でもないが、これには、当ためには土着が必要であるという点である。山川の理とは、山や成」きためには土着が必要であるという点である。山川の理とは、山や成」、「山川ニ理」のあることを農民に教え、以て「年々豊作ニ可罷

迠も相済し候得者、日用続方之飯料さへ無之躰故直ニ借り申候、此喰を借り夫茂届次第ニ分限不相応ニ借候故、秋先御収納幷諸返済方を売拂候而酒肴衣類等ニ仕、春迄之飯料之貯も不仕、田打植付♂夫惣而土民者今日之事ニ拘リ往事之儀を者不思付、苅納れ者食ヒ米穀

のである。
くことになる。ここに山川の理をわきまえない行為が展開されるとするくことになる。ここに山川の理をわきまえない行為が展開されるとする右の結果「百姓少く当作を預り作人高無勝」となり「一村之衰徴」を導つまり、百姓潰れの原因を百姓自身に求めていくという論理であるが、

後レ年を重子田畑を離レ候類不少御事ニ御座候

へ水溢れ封彊切れ堤破れ大造之御修理ニ相成申候、へ水溢れ封彊切れ堤破れ大造之御修理ニ相成申候、然共村々預之明山手入仕樹木植付等も心茂不付、之障ニ茂相成申候、然共村々預之明山手入仕樹木植付等も心茂不付、之願を が風儀ニ御座候、作毛者植付候而秋先手取候物尓斗心得、水之源を が風儀ニ御座候、作毛者植付候而秋先手取候物尓斗心得、水之源を が風儀ニ御座候、然共村々預之明山手入仕樹木植付等も心茂不付、 本之源を 本流れ封彊切れ堤破れ大造之御修理ニ相成申候、

化をめざしている。 になめざしている。 従ってこの意味では、土着は生産性の安定が必要とされるわけである。従ってこの意味では、土着は生産性の安定の生活指導をも含み込んだ長期的農業指導のためには、「山川之理ニ心かの形で教導が必要となっていることが述べられている。ここに、百姓かの形で教導が必要となっていることになり、何ら

次に、藩士財政窮乏の克服という点から土着の「徳」の内容を追うこ

されている。 之御手段茂無之」という、いわば最後の手段が土着制であるとして展開夕転、③武備の充実、である。これらはいずれも「御家中困究之御救方とにする。この場合次の三点に集約される。①出費の削減、②藩財政の

られている所からきている。これは次のように藩財政事情が捉えも円滑化されるという論理である。これは次のように藩財政事情が捉えために、藩財政構造から藩士財政を分断することができ、ここに藩財政ために、藩財政構造から藩士財政を分断することができ、ここに藩財政によの返済のために財政難となるという悪循環が土着制によって断ち切た、、藩士窮乏が借上や知行蔵入によるものであると同時に、藩もま

町在御用立金も其節之御返済相立不申候之上者、又々御備入之御手

意味で引用する。

左候得者連々ニ御勝手方相弱り御郡中之困窮弥増一統之差詰ニ相成程々御座候御儀、是以御返済無御座候而者後々之御差詰りニ可相成、段も難被遊、在々過役も此極究之処江者難被仰付、上方筋御才覚も

可申

事に心懸」けさせる役人を輩出できる策だとしているのである。難を知、地理に委敷、農之時を存罷有候ニ付、民ニ苦しミを不懸常ニ農ある。しかもこのことは階級支配において極めて有益であると説いていある。しかもこのことは階級支配において極めて有益であると説いていとの危険性が述べられている。続いて、このためには領主階級自らが生との危険性が述べられている。続いて、このためには領主階級自らが生とのまり、八方塞がりの逼迫した借金財政の中で再び借金を重ねていくこつまり、八方塞がりの逼迫した借金財政の中で再び借金を重ねていくこ

を不持して用意可仕、 を不持して用意可仕、 を不持して用意可仕、

での位階制的区別はないものの、全体としては小給家臣を基本としたもいがあるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役があるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役がであるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役がであるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役がであるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役があるということは、必然的に藩財政の負担を軽減し、基本的な軍役があるということは、必然的に藩財政を豊かにするものである。

重要である。次の五点にまとめられる。 政全体の中での土着の位置付けがどのようなものであったかを知るのに次に土着との関連法令、および関連事項について述べていきたい。藩

目指したものである。

- ① 「手寄之村」および「御城下江も学校御取立被差置」たきこと。
- ② 「戸籍」、「路引」の制を立てられたきこと。
- ③ 「諸色諸物」の相場を立て、「諸色五穀を以融通」されたきこと。
- ④ 定免制をしかれたきこと。
- が「存念一盃」にその「器量」を発揮できる機構にされたきこと。⑤ 諸役職、特に四奉行、代官、湊目付等は「器量」の者に任せ、彼ら

順に内容を見ていきたい。

のに農村に及ぼそうとしたものとしても注目される。 (マア) 御手軽く御取立被遊度」として城下以外の地に学校を設置することは、に求めたのは注目すべきである。同時に「手寄之村江文武之学校一ケ所に求めたのは注目すべきである。同時に「手寄之村江文武之学校一ケ所は、土着により「質朴相成武気茂自然与強ク罷成」るものの、「御のに農村に及ぼそうとしたものとしても注目される。

よって治安と商売の存続を図り、一方で遊民を農業人口に加えることをすることによって城下を小規模にすることによって、「御城下ニ而見苦敷茂在々江片付農事之雇等ニ入」れることによって、「御城下ニ而見苦敷茂在々江片付農事之雇等ニ入」れることによって、「御城下ニ而見苦敷茂在々江片付農事之雇等ニ入」れることによって、「御城下ニ而見苦敷茂在々江片付農事之雇等ニ入」れることによって、「御城下ニ而見苦敷茂在々江片付農事之雇等ニ入」れることによって、「御城下ニ而見苦敷では、城下を中心とした人別調査、城下整理がその目的となっている。

下々之難儀ニ相成」っている状況への対応として出すべきとされたもの 座金銀廻り方不通用ニ而一体金銭不足」であるため、 である。 ③ は、 相場立てはその前提である。 「御郡中之産ハ第一米穀ニ御座候上、端国ニ而他国之往来無御 「諸色難調候ニ付

御国中江入候金銀他国江出し不申候被遊方者、……五穀之融通 御郡中金銀を遣ひ不申、 ニ而御登せ成共被遊候得者、右之代金御蔵江相納り申候 右米穀を者御買上之上、 浜手地拂成 以共御廻 三而

買い上げた上で、地拂いなり廻船なりを行うことによって、領内金銀を ことができるわけである。 れと無関係ではなく、藩の商人化による出店の計画的設定として考える 売を志向していると言える。従って②から導かれる商家戸数の限定もこ 豊かにしようとした施策である。これは藩による流通統制であり、 て買い上げた上で領内に融通し、領内産物を移出する場合は、一旦藩が 入が必然化されてくる。つまり、領外から移入するものは藩が五穀を以 て領内産物の売り出しについても「他金銀を入候」ためには藩による介 領内における右の施策は藩の積極的介入を前提とするものであり、 藩専 従っ

度斗茂御座候哉」という状況においては、まず「十ケーツゝ常免ニ被申 るのである。 出費を防ぎ、 土着によって生産性が高まることを前提として、藩財政では検見による 。際の費用が莫大であること、および「御先代様御治世四十余年之内両 ④は、土着によって田畑手入もよくなり生産性が安定すること、 諸民ニ信を御示し民情正理ニ帰し」た上で実行すべきだとしている。 農民はそれによって剰余部分の貯蓄を獲得できるとしてい 検見

> ⑤ は、 一 般に人材の登用を意味するが、宜応の主な論点は次の点にあ

る。

四

而取扱候儀難相成、 候ニ付、善悪共に御用處任ニ御座候間、 共ニ御用處江相伺御家老御用人之差図を相待候而自分之器量を不出 なりに仕候ニ付、 奉行を初浦々町奉行其外之御役方共ニ御役を蒙相勤候得共、 踏込御奉公難相勤釣合ニ成来り申候 御用處分被仰付候上者何程御不為之儀ニ而も夫 御為之儀存付候而も自分ニ 諸

争 略

奉存候、 可申候ニ付、 候、 罷成万事御差図有之候に付、其者之器量を御用無之故、一統勤方之 奉行支配人二御任置被成候八」御締合茂可宜候得共、 はまり無御座、是等が御法も破壊御郡中之衰徴与罷成候御儀ニ御 役切ニ取扱被仰付候得者其任を蒙り候者器量無御座候而者相勤 依之諸役廉一役切二存念一盃二取扱被仰付度御儀与奉存候、尤 諸士之器量を御撰之上一廉切之任職ニ被仰付度御事ニ 御役癖之樣 兼

ことも必要とされるとする論理である。そこで重要とされる役職である れている。 金の側面 が、土着の側面から、勘定・郡・町奉行、代官があげられ、町人への役 めには人材の選択が肝要であり、それによっておのずと「器量を研」く つまり、現場の状況に対応できず、また才量を発揮できない指揮系統を、 いとして人数も減らし、その下に「唯今追之代官位之格を以て一組四人斗 役切に権限を持たせることによって是正すべきである。そしてそのた $\widehat{\parallel}$ 特に代官は「重役ニ被仰付、郡奉行之支配を離相役同 「浦々繁昌」の側面) から浦々の町奉行・湊目付が重視さ 前の 扱

設定への影響をこの意見書に見ることも可能なわけである。
「いるのかはわからないが、大庄屋的存在を持ってきても歴史的経過かでいるのかはわからないが、大庄屋的存在を持ってきても歴史的経過か変の必要性を意図している。この「一組四人」がどのような者を想定し変の必要性を意図している。これは、土着藩士が在方においては代ツュ」設定すべきだとしている。これは、土着藩士が在方においては代

なものとして考えていたとすることができる。ところから、宜応は土着策が藩の抱えた諸課題解決のための最も効果的がいずれもこの期の状況を反映した不可分の政策として主張されているさて、以上の内容から土着の藩政における位置を見る時、これら五点

三 「覚」-赤石安右衛門・菊池寛司

→ 本書の位置付け

のであった。あり、提出時も「八月」としか記されていないが、背景は次のようなもあり、提出時も「八月」としか記されていないが、背景は次のようなも用人牧野左次郎に提出された意見書である。現存するものはすべて写で本書は、御目見以上支配菊池寛司、作事奉行赤石安右衛門の両人から、

無御座候而、御家中ニ斗饑寒之色実ニ御座候、候、……誠ニ御家中抔者極々之凶年之姿ニ御座候、世上ハ凶歳ニ茂ニ及可申、其節ニ至候而ハ如何様ニ被思召候而も御取返し被遊間敷上下一統極難之躰ニ相成、如此ニ而今弐三年茂差置候ハム決而乱邦近年御勝手御難渋与申内、夘年以後別而御難渋之処、昨今年ニ至り

である。

これは、菊池・赤石と牧野との関係の結果と考えられる。ところで、この意見書が何故藩主に直接提出されなかったかであるが、

大ためと考えられる。 中、用人職にある牧野へ提出することによって藩主への影響力を期待しり、用人職にある牧野へ提出することによって藩主への影響力を期待しる牧野は「尊兄」として扱われており、「心友」の間柄であった。つまも牧野は「尊兄」として扱われており、「心友」の間柄であった。つまれのと考えられるが、本書中でおりば、第一次のは、大ためと考えられる。

八月、牧野へ提出されたとすることができる。 そこで本書の提出年次の確定であるが、寛政二年五月二○日信明帰国、 そこで本書の提出年次の確定であるが、寛政二年五月二○日信明帰国、 そこで本書の提出年次の確定であるが、寛政二年五月二○日信明帰国、

た寛政四年令とは内容的にかなりの段階差が見られる。この意味では直明四年令と本質的に近いものであり、菊池、赤石の手によって断行されある。天明四年令、寛政二年令、同四年令とを比較する時、二年令は天藩政との関連で問題となるのは、寛政二年一○月の土着令への影響で

大道寺に一○月令時には浸透していることが十分考えられる。にて専ら主張せしハ大道寺準人也」とあり、また一○月段階では牧野・大道寺がその職についていること、および赤石、菊池が意見書をまとめ大道寺がその職についていること、および赤石、菊池が意見書をまとめ大道寺がその職についていることがよび赤石、菊池が意見書をまとめた道寺がその職についていることが十分考えられる。

「御仕向破却」の前後相ついで牧野、菊池、赤石が御役御免を命ぜられて別の赤石、菊池の登用をまって同四年令布達に本格的に取りかかったとしたい。従って天明四年から寛政二年までの六年間においては、土着策が藩の主要な政策として取り上げられていなかったといえる。 以上より本書の藩政上の位置は、所謂寛政改革の理論的根拠として主以上より本書の藩政上の位置は、所謂寛政改革の理論的根拠として主、天明四年令を再確認したものとして位置付けたい。そして寛政三年で、天明四年令を再確認したものとして位置付けたい。そして寛政三年で、天明四年令を再確認したものとして位置付けたい。そして寛政三年

二 藩士土着の必要性

たのはこれを端的に物語っている。

三つの弊害=「道尔叶不申」事があるとしている。①定免制、②両都銀そしてこの「大省之法」を成就するためには、解決しなければならない計で出を制する事」を基調として「大省之法」を立てるべきとしている。ば取り返しがつかなくなるという危機感から、「国家御永久之御手段」体書は、前述した史料で見たように、近年の状況を二、三年も差置け

れる必然性=土着の有効性へと入っていきたい。の状況認識からくるものであるが、まずこの点を検討し土着が必要とさを除くために土着が必要だという論理展開を示す。これらの弊害は当時主への藩財政の依存、③藩士の奢侈的生活の三弊害である。そしてそれ

免之御取ケ尓被仰付」れたことであるとする。これは次の三点において①は、「貞享年中御郡内御新検御改被仰付、右有面御取立御改丹て定

弊害とされる。

の困窮を導くという点における弊害。 司之様尔相成、百姓益困窮」していく。つまり「国家之根」である百姓 質入抔与申義相初里、又ハ立増米与申を銀主江相渡申候ニ付、誠ニ重年 質入抔与申義相初里、又ハ立増米与申を銀主江相渡申候ニ付、誠ニ重年 置」ることになる。そして、それによって生じた「富ハ奢之生る処ニ而 置い、定免によって「百姓江過分之有余を御付被遊候て作徳之分ハ悉被下

弊害。現在は最もこれが甚しいとしている。 様ニ相成」る。つまり、百姓不正による検見引を導くという点におけるり、引いては「少し之不作茂広大尓申唱候て色々手段を以て上を歎き候り、引いては「少し之不作茂広大尓申唱候て色々手段を以て上を歎き候の仁政を忘れ「不作を申立、御検見を受候様耳相成」る。役人もまた後の仁政をが「御仁政」ではあっても、百姓は年数を経るにしたがい、そ

申立、無止事吟味被仰付候へハ相違も無御座候ニ付申立之通り被仰付候、変化」している。ところが「上田之下田尓相成候分ハ位下ニなり其度申者ハ爰耳滅して彼尓生し申物」であり、従って田位の「上中下共ニ様」の、定免制採用以来「既ニ百年」になっていること。つまり、「地面」

ているとしている。ける弊害。天明三年以前の段階で既に「全体五万石位之御滅石」になっける弊害。天明三年以前の段階で既に「全体五万石位之御滅石」になっ結果をもたらすことになる。従って収納高が減少していくという点にお然処下田之上田耳相成候分ハ位上申立与申義無御座候」という不合理な

ことら。いるで、明三年以来の領内状況との関連で考える時には次のよういる。これを天明三年以来の領内状況との関連で考える時には次のよう以上が定免制採用の弊害であるとし、結局の所検見取に復せよとして

御家中方而已御難儀被成候而何共気毒ニ思申事ニ御座候、、はこ加様之賑々敷事ハ前代より多く有間敷候と思ひ候なり、只々も繁昌相成申候、諸職人並日雇取も弥払底ニ而、猶在方仮子之儀ハも繁昌相成申候、諸職人並日雇取も弥払底ニ而、猶在方仮子之儀ハキニ付三百目余夫より弐百四五拾目、以下小者等迄弐百目内外御座とは得共諸民村々外花見を好み諸品相調候間、商之有之事夥敷町々の年豊作ニ相納り米壱俵廿三四匁ニ而殊ノ外世上賑々敷、諸色高直(天明七年)

して「百姓高十石ニ付米三斗分、此籾五斗ッツ組切相貯置」けという、 の段階で出したことの意味は、土地把握による年貢収奪の強化を意味 この段階で出したことの意味は、土地把握による年貢収奪の強化を意味 で、農民は着々とその再生産を拡大していたのである。従って検見制を で、農民は着々とその再生産を拡大していたのである。従って検見制を で、農民は着々とその再生産を拡大していたのである。 で、農民は着々とその再生産を拡大していたのである。 で、農民は着々とその再生産を拡大していたのである。 で、農民は着々とその再生産を拡大していたのである。 を日としている。寛政二年一〇月、土着令と同時に、「凶年之備籾」を名目と している。寛政二年一〇月、土着令と同時に、「凶年之備籾」を名目と して「百姓高十石ニ付米三斗分、此籾五斗ッツ組切相貯置」けという、

> 発の補充源として意図されたものでないことを示しているのである。 御家中諸士も開発さすべし」と述べたとされるのは、土着が単に廃田 徳なる者へ廃田開発すべし、作取に申付ると触置随分開発致させ、其 野・大道寺と「四人して相談」した時に、菊池が「先、急速には在方有 両三年を経て年穀豊になりなバ厳に此法を行ふべし」という藩主の言葉 の後未だ万民力の足らざる、此事を行ひなべ民の堪ぬ事も有ぬべし、今 収奪強化への志向性を象徴的に示していると思われる。この意味では したのとはおのずから土着の持つ意味が異なっている。 てこの点において、宜応が三民の困窮打開を土着の「徳」として打ち出 にある様な農民生産力の拡大を背景としたものであったからである。 く亡失せる事を公深く憂ひさせ給ひ、嘗て義倉の事を思召せども、大飢 てもいいと考える。備荒貯蓄は裏を返せば、「夘辰両年の凶荒に人民多 従来寛政改革の一眼目とされてきた備荒貯蓄を、収奪再強化に置きかえ 「十石三斗米」の復活を実質的に意味する口達が出されたことは、 菊池・赤石が牧 年貢

次の説明によって知られる。この借財が何故「国家御永久之御手段」を立てるのに支障となるのかはこの借財が何故「国家御永久之御手段」を立てるのに支障となるのかは②は、両都銀主からの借財によって当座を凌いでいるという点である。

借用いたし道理ニ而御座候、義無御座候様奉存候、誠耳御収蔵ニ利足を付差遣また夫を利足を付足い附候而全体幾度も/\同し道を行うことく、全く本道江戻申候御貸入高多御座候ニ付其方江御返済又御貸入被遊候事故、利足ニ利

画性を欠き、財政基盤を破却させることになるからである。そこで菊池・つまりこの結果、「全体御収蔵利足斗ニ相成」り、藩財政そのものの計

相当之法」

117,000石余

「無検見之積」

登せられ、

御借財を先三ヶ年の間休年にすべき旨」をことわっている。

「寛政」

一月の初より新令を発し、

両都

へも其預けられる役々を

展開の布石として捉えられるべきものである。この意見は実際に現実化

借金休年案はそれ自体として完結性を持つものであり、むしろ土着

という形態をとらせうるという論理的背景のあらわれであると思われる

殊更ここで「天下」を持ち出したのは、

領主的危機段階の深刻化が土着

であるのだから「天下江押出候而茂一点之御瑕瑾無御座候」としている。

「公事訴訟」になっても、

御有余之内を以て段々御返済被仰付」るべきとしている。そしてもし遂行のために「御借金之分多少共拾ヶ年之休年」を銀主へ申渡し、「往々赤石は、「大省之法」の前提として「相当之法」(左表)を立て、その

「御家中土着仕候間右之内御休年被仰付候趣

内扶持高 35,140石余 惣人数 2,945人位

内検見引四歩

Γ

惣高

残収蔵高 48,000石余

内 江戸詰合扶持高 10,000石位

残「正之御当用方」38,000石 18,000両位に相当

③は、諸士が素朴を忘れ、「万事繁多ニ相成、其当る所多くて無用之の階級的結束が崩れると同時に、それが三民にもおよび国家としてのます。くなり、それにつれて役職に専念することもなく因循姑息になって「賄賂之路幷依怙贔負、讒諌」のはびこる世上となり「国家永久之御は「賄賂之路幷依怙贔負、讒諌」のはびこる世上となり「国家永久之御は「賄賂之路幷依怙贔負、讒諌」のはびこる世上となり「国家永久之御は「賄賂之路幷依怙贔負、讒譲」のはびこる世上となり「国家永久之御は「賄賂之路幷依怙贔負、讒譲」の階級的結束が崩れると同時に、それが三民にもおよび国家としてのまる。

さて、以上三点が、国家再建、国家永久のための桎梏となっているとものとすることができるとしている。
これによって「一年切尓漸々尓御凌相立」ててきた世帯を永久のまる。これによって「一年切尓漸々尓御凌相立」ててきた世帯を永久のある。これによって「一年切尓漸々尓御凌相立」ててきた世帯を永久のある。これによって「一年切尓漸々尓御凌相立」ててきた世帯を永久のある。これによって「一年切尓漸々尓御凌相立」ててきた世帯を永久のある。これによって「一年切尓漸々尓御凌相立」であっための桎梏となっているとさて、以上三点が、国家再建、国家永久のための桎梏となっているとものとすることができるとしている。

省之法御行被遊候ニ者士土着被仰付」れる以外はないと展開している。産,則無常之心,、放僻邪侈之意所ゝ発也」という古語をひいて、「大をこでこのためにはどうすればよいかであるが、ここに「人無,常之

「世上賑々敷」状況にあったことは既に述べた通りである。「世上賑々敷」状況にあったことは既に述べた通りである。「世上賑々敷」状況にあったことは既に述べた通りである。「世上賑々敷」状況にあったことは既に述べた通りである。 は国家 と は では、この意味ではない。ここに論理の飛躍が認められるのだが、一方と言っても過言ではない。ここに論理の飛躍が認められるのだが、一方と言っても過言ではない。ここに論理の飛躍が認められるのだが、一方と言っても過言ではない。ここに論理の飛躍が認められるのだが、一方では、と移行したと考えられる。そしてこの背景が天明六、七年以降の段階へと移行したと考えられる。そしてこの背景が表明されるのだが、一方では、この意味では国家再建の道を藩士の「常之心」回復に求めているでは、この意味では国家再建の道を藩士の「常之心」回復に求めているでは、この意味では国家再建の道を藩士の「常之心」回復に求めているでは、この意味では国家再建の道を藩士の「常之心」回復に求めていると言っても過言ではない。

三 藩士土着の内容

菊池・赤石の土着に関する記載は、土着の「益分」、土着の方法・手

順、

関連事項の三点に大別される。

吸着の強化を意味し、収奪強化とともに農政機構の弛緩を是正する意図で特に別記されたのは、これまで考察してきた理由によるものであろう。これを警察等である。特に注目されるのは、在方役人・庄屋・五人組等の治安警察等である。特に注目されるのは、在方役人・庄屋・五人組等の治安警察等である。特に注目されるのは、在方役人・庄屋・五人組等のお安警察等である。特に注目されるのは、在方役人・庄屋・五人組等のやめさせることができるとした点である。ここに「銘々之益分」とし土間人の「益分」が五ケ条あげられている。ここに「銘々之益分」とし土間人の「益分」については、藩政全般にかかわるものが十一ケ条、藩土着の「益分」については、藩政全般にかかわるものが十一ケ条、藩土着の「益分」については、藩政全般にかかわるものが十一ケ条、藩

を有するものと考えられる。そしてこの点は「銘々之益分」において、

百姓との関係でより展開している。

分いたし置候ニ付、百姓検見抔之節奸計相止彼是と弁理宜、百姓が直ニ手取仕候ニ付万事自由、殊ニ朝夕手前田地共手入旁迠見

とすることができる。 とすることができる。

次に土着の方法・手順であるが、「御仕向大都目録」として次の六ケ

条があげられている。

、弐百五十石以下御目見以上土着可被仰付候事

- 一、村割被仰付其村百姓ゟ直ニ取ケいたし候様可被仰付候事
- 一、居村之分者当分百姓宅之内貸候而住居可被仰付候事
- 、御家中引移方三ヶ月位ニ不残引移可申候事、
- 、引移之節百石ニ付人足五人馬三疋位ツゝ割付可被仰付候事、
- なるとしている。従って数人の給人による直収納が一村において展開すであり、「村数ハ百ケ村余ニ付、大郷者三四人位、小郷ハ壱弐人位」にの趣旨で布達されている。これによれば、その規模は「大都千弐百人位」右の六ケ条は、寛政四年令において多少形を変えつつも基本的には同様一、御手当百石ニ付壱貫目位被下置候事、

含むことになる。結局寛政四年令では取箇を六ッ物成から四ツ物成にすいると考えられるのだが、所謂借上と違い滅禄を意味する所から問題をの「半知」は、後に廃田開発地を各自の給地高に加える事を前提にしての「半知」は、後に廃田開発地を各自の給地高に加える事を前提にしている。ことになるが、この給人の年貢徴収権強大化方向については、「百石ることになるが、この給人の年貢徴収権強大化方向については、「百石

ることで落ち着いている。

よっている。
ところでこの六ケ条で最も注目すべきは、第一条目であろう。土着対ところでこの六ケ条で最も注目すべきは、第一条目であろう。土着対ところでこの六ケ条で最も注目すべきは、第一条目であろう。土着対よっている。

給之者ハ耜鍬を常ニ馴居申候ニ付格別可然奉存候、仰付、全体国之根を強する之術を御取建被仰付度候、御目見以下小当時甚以人不足ニ而田畑手入情力届兼候ニ付、上如何様共御省略被

ことになる。上級家臣の下級家臣への負担転稼と換言してもいいだろう。によって形成し、これを専ら目見以下の労働力によって支えようとしたて二五○石以上、二五○石以下目見以上、目見以下という位階制を土着之法」の一端を担わせ、同時に彼らを開発主体としているのである。従っつまり、目見以下を「片付」けることによって、「大省之法」、「相当

ことは想像に難くない。なお、これら階層の設定の背景に、貞享以前の小知行派が念頭にあった。

直収納形態をとるために、地方割、 減された役方等の整理(=「省略」)、統合が示されている。一々取り 役方の設定と、土着によって不必要となった役方、および職務内容が軽 であったと言えるのである。 となるからである。菊池・赤石がともに両奉行を兼常したのは右の点に 定所と郡所の一体化は、藩士再生産が知行所在宅による地方知行=年貢 あるが、「勘定所郡所町奉行所一所ニ可致事」という点である。特に勘 能性を個々の藩士に意識させるために、特に注意を要する問題であった。 家臣がその存在意義の一つとする勤番が、土着によって不必要となる可 ヴ役屋敷・在府長屋=勤番、の三点である。 百姓割・人足馬割と城下から知行地までの遠近の関係、⑴弘前城下割 される諸項目を含んでいるために簡単に内容を整理しておく。切知行割 上げる程ではないが、前者については土着策展開においてしばしば令達 よるものであり、従ってまた土着は勘定・郡所機構に最もかかわる問題 後者で一つ注目したいのは、土着から極めて必然的に導かれる問題で 次に土着制施行に当たっての関連事項であるが、土着に必要な新たな および農民支配が非常に密接なもの 特に切は、 領主階級内部

四 「管見策」-手塚玄通

からないが、「先年初而御入部之御砌」とあることから、九代寧親の初本書成立年については、その末尾に「干時寛政年中」とあるだけでわ

れた諸点を明確に見い出すことができるのでとりあげる。 な玄通(内容から儒学の素養をもった医者と考える)なる者の存在が藩塚玄通(内容から儒学の素養をもった医者と考える)なる者の存在が藩に藩士土着に関する内容に触れておくに留めたい。しかし以下見るように藩士土着に関する内容は述べられてはいないものの、藩政の方向付けに藩士土着に関する内容は述べられてはいないものの、藩政の方向付けに藩士土着に関する内容は述べられてはいないものの、藩政の方向付けに藩士土着に関する内容は述べられてはいないもの、、 は前二者と大きく異なるものではなく、この時期、問題とされ課題とされた諸点を明確に見い出すことができるのでとりあげる。 れた諸点を明確に見い出すことができるのでとりあげる。

③両都銀主との関係遮断の三点にまとめられる。る。多岐にわたる内容ではあるが、①風俗矯正、②本業遊離傾向の是正、り、一八項目にわたって、それぞれ関連させながら総合的に論述してい本書の基調は「厳重聚斂を禁して国利を民と共尓致」すという点にあ

①では、士農工商の区別が最も問題とされている。特に武士階級の窮乏化、商人の経済的優位化、農民の遊民化等によってその奢れぞれの階級、階層に適合した形で徹底させることによって貫徹すべきれぞれの階級、階層に適合した形で徹底させることによって貫徹すべきたとしている。つまり、家臣団内部での位階制を明確にし、しかも極めて倹約した形で打ち出し、それを農工商レベルまで順次下げることによって倹約した形で打ち出し、それを農工商レベルまで順次下げることによって食約した形で打ち出し、それを農工商レベルまで順次下げることによって全体的な奢侈禁制をはかるべきだとしている。従って、まず倹約をそ出農工商之差別薄く上下混雑之姿ニ相成風俗蔓短」しているのは、奢侈を制禁しようとしたのである。

②は、①の中で顕現化した本業遊離傾向を本来的姿に戻そうとしてい

けて、家業を厳重に規定、統制していくことが肝要であるとする。ハ不手入ニ相成候とも開方相見得不申御国用耗亡ニ相成」った状況をう民小者兎角末作ニ移りいよ/\遊食之者のミ増長仕、年々田畑荒れ、又本業之民ニ釣合不申、其上米穀至て下直ニて諸色高値ニ御座候ニ付、農る点である。すなわち、天明飢饉後の「人民多死滅仕候故末作も相成、

相成可申、
相成可申、
相成可申、
相成可申、
其上右之者とも手馴次第二三年之内ニ五六万坪之御益ニが一時節

一方を増可申候、左候ハム一戸十人役ニ積候而も二百万坪開発ニ相にの。業何程と申儀御調被差置、何れも家業望之族何月何日追申出て何家業何程と申儀御調被差置、何れも家業望之族何月何日追申出て対。、維人小者も多く相成候ニ付、日雇取又ハ奴婢共ヶ様ニ不自由の、ム、雑人小者も多く相成候ニ付、日雇取又ハ奴婢共ヶ様ニ不自由に開動候、然ハ在方へ御移被成候者其人数相応之農具并初年之秋収付間動候、然ハ在方へ御移被成候者其人数相応之農具并初年之秋収付間動候、然ハ在方へ御移被成候者其人数相応之農具并初年之秋収付間動候、其上右之者とも手馴次第二三年之内ニ五六万坪之御益ニ村成可申候、其上右之者とも手馴次第二三年之内ニ五六万坪之御益ニ相成可申、

村が、女がちになっていたことを反映しており、それだけに労働力の在特に、日雇・奉公人に女・老人を当てるという見解は、天明飢饉後の農計画的帰農令であり、不足がちな日雇・奉公人の解消策であるといえる。における適合的な分業体制構築という総合的見地から振り分けるというつまり、家業改、人別改によって弘前や九浦に滯留した人口を、領内

従って「聚斂程国家第一之御損ハ無御座候」と、繰り返し手塚玄通が述 之場合ニ者御家中御扶助而已ニて三民の備まてハ相成申間敷候」とし、 などはこの見地から主要な課題とされていると同時に、この期の農業形 民の規模・内容を徹底すべきとしているのである。 るとし、このために「本業之民ニ釣合」うような総合的な視角から、 立ニ相成、御郡内貸財米穀豊饒ニ御座候ハゝ万一凶年飢歳尓て」も凌げ たという認識に立つものである。 べる所は、言うまでもなくこの聚斂が天明三年の凶作を大飢饉ならしめ 方への導入が緊急の課題となっていたことを示すものである。 充満ニ仕居候とも御郡内孕居候米穀財物沢山ニ無御座候而者、 ここと 「御仁政を被為布候ハゝ三民富 「牧馬御取立之事」 「御府庫 御大事 匹

を防ぐことである。つこと、つまり、廻米をやめ、地払にすることによって藩財政の悪循環のこと、つまり、廻米をやめ、地払にすることによって藩財政の悪循環のは、これが最も強調されているところであるが、両都との関係を断

態をよく示している。

せ候故、 成 嫌を伺なため申入」れるということは、 都銀主への経済的従属は、廻米を続ける以上決して逃れ得ないものとなっ 分相違ニ相成候ニ付、 景には「凶年以来御収納莫太之御滅石」のため、廻米が「御心当ゟハ多 を奉欺己か利徳のミ取扱、御借方子ニ子を生し追年いよ/\以苟且尓相 ニ以浅間敷」ことであるという賎商観を基調としている。そしてその背 ここでは、「執政有司之重きを以商家之輩ニ腰をかゝめ……匹夫之機 相応之御廻米御差向被成候とも、 借金ニ引足り不申様相成申候」という状況があった。 両都いよ/〜利柄を握り色々の難事を唱へ、 商売之者共手術を以仕向をくるハ 「御家中廉恥之妨ニも相成、 つまり両 尊慮 誠

ていたのである。

の認識の中から出されている。このことは、具体的には次のような当時の津軽藩の廻米をめぐる動き

ある。 両之御借金ハ獑々六千両も御手ニ入候哉」という状況認識があったので 借出之内御当借御借金へ引落し、又ハ御利分上等之部ニ相成、 旧借尓引落し、右余分斗御返済之部ニ相成候ニ付、 御規数も御座候ニ付、不得止事候所ゟ前後被顧候事相成不申、 せ被為遊候御廻米、年々御当借分斗へも御滞之訳ニ」なっており、 を被為払御登せ被遊」ているのだが、 上御要用分も快く出銀ニ無御座候而……漸々別取組出来被成候ても、 すなわち、廻米自体は「御公務初め御常用等ハ何程御省略被遊候とも 今の廻米を察するに、 折角御辛労之上御登 「高半ハ御 御収蔵底 譬へ壱万 「其 御

も」なかったのである。
であったと考えられる。まさに、「御収納を以無底之淵ニ被捨候事際限れの手段でもあり、藩財政そのものが借金によって賄なわれている状態がって、この期の廻米は、借金返済の手段であると同時に、借金申入

地拂御国益之趣」について述べることになる。その主な内容は次の三点徴仰遣、御収納不残地拂被遊」べきだとし、以下「御廻米御不益之筋、この関係を断ち切るためには「二度難得申候御時節」と考えたのである。そこで彼は、「当年ゟ十ケ年之内両都不残御休年之義御借金方へ御断そこで彼は、「当年ゟ十ケ年之内両都不残御休年之義御借金方へ御断さて、この様な財政危機に直面して手塚玄通が注目したのは、「両都さて、この様な財政危機に直面して手塚玄通が注目したのは、「両都

(ウ)

にまとめることができる。

(T) 時の不正-筆者注)差引候得ハ、御国浜出弐十匁之積ニて壱俵ニ付六匁 六分八リ宛之違」が生じ、これを「例年之積を以御廻米高四千石以算勘 した場合には、「江戸表御常用之半ニ者相届可申」こと。 廻米による「斗減運賃海難上乗等之費(他に諸役人の逗留費、 蔵払

申不及、諸色運賃等迠一同通用も開き御郡内之賑々敷相成」ること。 (1) また「他邦金銭を御邦内へ入り孕」むことになる。従って「海辺之繁昌 候ニ付、……御国より金銭出不申一年毎ニ米穀を以永久之宝」となり、 こてハ向き不申候ニ付、木綿小間物ハ申不及、其外国々之産諸道具ニ至 積入着岸仕」ると考えられるため、当藩としては、「米穀繰替ニ相成 地払=浜出しのことであるから、 廻米が収斂を結果し、従ってまた飢饉をも導いていること。 「他邦之商家米穀を望候者ハ空舟

ることになっている。 まなければならない。 方本地ハ勿論之事四ツ成渡ニ仕候而も御家中斗も六万四五千石も」見込 はならず、「当時之御収蔵八万石内外」の状態で、しかも 以上であるが、しかしながら、このためには収蔵高がある程度なくて 結局ここに至って再び、前述(11)・(12)の点を強調す 「御家中御渡

お ゎ りに

などから一概に共通点を引き出すことはできないものの、次の諸点を確 以上三冊の意見書を分析してきたのだが、提出者や時期的問題

認してまとめとしたい。

(1) (T) 卯年飢饉後の諸問題が寛政改革の直接の課題となっていること。 そしてその課題は、 主に藩財政の再建にあり、ここに土着の必要性

が打ち出されていること。

ウ、この場合、土着は明暦以前の給地在住の地方知行に戻すことを意味 し、これによって藩士財政を藩財政から一定程度自立させることが主

口、および、人・土地移動を背景とする農村支配の再編と、 廃田増大を背景とする耕作力の増大化も同時に目ざされ、特に寛政以 人口激减

眼としてあったこと。

生産力の拡大以外これを凌いでいく方法がないこと。 が、藩財政の最大の桎梏として両都銀主への依存が確認されるものの。 降は収奪強化の側面から、前者の比重が大きくなったこと。

め、従って、山や、諸産物の開発、育成の方向が設定されると同時に、

藩専売が志向されたこと。

(+) 弛緩せしめていると考えられていたこと。 ものであったこと。この場合特に、家臣国の素産遊食化が階級支配を 藩国家としてのまとまりを欠くという領主的危機意識を強く反映した 以上の諸点は、四民の業が錯綜し、 また諸民困窮の状況にあって、

当然のことながら密接に結びついていることを示しているのである。 以上八点が確認できるが、これは中後期の諸課題と寛政改革の内容が 能性を持った政策と考えられ、従って寛政改革の原点であったこと。 **ゆ、以上より、土着策は当時の諸課題をあらゆる方面から解決しうる可**

- (1) 「佐藤家記」(みちのく叢書『津軽歴代記類上』二四〇頁)。
- (2) 軽藩の基礎的研究』)。 浅倉有子「家中軍役規定の改変と蝦夷地出兵」(長谷川成一編
- (3)四頁)。 「遠眼鏡」寛政三年一月条(みちのく叢書『津軽藩旧記伝類』二四
- (5) (4)みちのく叢書『平山日記』寛政三年条、四七五頁。 「弘前藩庁日記」寛政三年八月二八日条。
- 藤田小三郎家「家記」天明四年条。

「同右」、天明三年条。

「老譚」天明三年九月二六日条(『津軽歴代記類』二三五頁)。

(8) (7) (6)

(9)

(11)(10)

藤田小三郎家「家記」天明五年三月条。

他に四ヶ条ある。

おり、藩校設立は具体的行動を待つのみとなっている。

寛政三年五月段階において一ヶ月間の城中講釈は左表のようになって

.条ある)。 「津軽日記」天明四年八月二〇日条(『同右』、二五三頁。他に四

	武	医 書	兵 書	儒書	科目
- 場 -	芸見分	9 日 • 19 日	5 日 • 15 日	17 2 日 日 • · · 22 7 日 日	定
所	日日	29 日	・ 25 日	27 日 日	日
評	8 月 月 6 日	北伊手岡藤塚	横岡貴島本田	唐竹山	講
定	•	太春玄	勝		故志
所	11 5 月 月 6 6 日 日	本 益 策	五 五 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	大 彦 図 太 郎 書	師

『津軽歴代記類』寛政3年3月24日条、P284。

「弘前藩庁日記」寛政3年3月22日、同5月7日条。

以上より作成。

- (12)藤田小三郎家「家記」天明四年三月一七日条。
- (13)東北産業経済史第五巻『津軽藩史』二四頁。
- (14)岩見文庫、請求MG301。この他にも写があり、一般に「存寄書」

と称されている。四百字詰原稿用紙六○枚程度の量である。本章で注

記のない引用史料はすべて「秘書」による。

(15)「毛内氏由緒書」 (『津軽藩旧記伝類』二二三頁)。

(16)浅倉有子「津軽藩宝暦改革の諸段階と特質」(「歴史学研究月報

(17)(15)に同じ。

(18)「毛内宜応筆記」 (『津軽藩旧記伝類』二二三頁)。

「要記秘鑑」(御家中在宅御触)天明四年一二月二八日条。 内容に

(19)

いては拙稿Ⅱ参照

御政道之御本源を御正シ可被遊候事、

天明四年時の領内状況を踏まえつつ、次の六ケ条が述べられている。

(20)

、下江信を御示可被遊候御事

御賞罰御正シ被遊度御事

風儀御正シ被遊度御事

民情普く御深り被遊度御事

民心を安候御政道被差立度御事

(21)いずれも条目のみである。

、農事之本を正し候得者旱溢之憂無御座候之御事

年を不経して凶年之御備を有する御事

兵を強し隣国之志を得る御事

は

一言もこれらの状況は触れられていない。

御石数御定之御事、

金米銭融通之御事、

民に産業を教る御事、

諸山御取立被遊方之御事

田畑仕付方厚薄之御事、 廃田御取立被遊方之御事:

常免之御事、(ママ) 五穀を以融通仕候御事

他国之金銀を入候而御郡中より出不申候被遊方之御事、

諸色相場相定之御事、

九浦御締り被遊方之御事

諸湊繁昌仕候被遊方之御事、

(22)『津軽史事典』七九頁

(23)寛政七年三月調査の「御家中在宅之族村寄」によれば、平賀庄の内、

藩の財政基盤確保のためと考えるが、宜応の建策との関連はつかめな 大光寺・尾崎・猿賀の三組が土着地からはずされている(拙稿■)。

いものの、同様の意図があったものと考えられる。

の天明四年段階での諸状況を含めた可否については論じがたい。 「土着之難」として条目のみが掲げられている。 従って土着制施 L

示されていることがわかる。また、当然ながらその「徳」を説く中で し以下の項目を見た場合、拙稿ーで指摘した飢饉直後の状況が如実に

- 君創業ニ身を置事不快
- 人情騒立、
- 好不好、 勝手不勝手、
- 婦女子大キニ憂、
- 馬不足、
- 農具不足、
- 、仮子不足、 御手当金、
- 在々家作、大工不足 材木不足
- 地面上下割方甲乙、 所二而者不足不好荒地、
- 、小給者勢力不斎
- 老幼、
- 、余力之者過分耕作
- 一、不及者ハ不足、
- 怠る者、
- 組子放、附地不都合、
- 官立様、
- 商家之制、在商制
- 弘前屋敷新割、
- 惣而弘前御立直、但御鄭内共、
- (25)拙稿Ⅱ、 三四七頁参照。
- (26)岩見文庫。 請求MG306。この他にも写がある。四百字詰原稿用紙

- 四五枚程度の量である。注記のない引用史料はすべて「覚」による。
- (27)「喫茗雑話」(『津軽藩旧記伝類』二四七頁)。
- (28)『津軽歴代記類』二七六~二八三頁。尚、浅倉氏の長谷川成一編前

掲論文では、同書の成立を寛政三年か四年としているが誤まりと考え

- る。
- (29)拙稿Ⅱ参照
- 「佐藤家記」(『津軽藩旧記伝類』二四五頁)。

(30)

- (31) 「遠眼鏡」(『同右』二五二頁)。
- (32)
- (33)『平山日記』天明七年条、四四六頁。 「下沢氏抄録」(『同右』二五四頁)。
- (34)弘前藩庁日記」天明六年一一月一五日条。

·斎藤長門旧記」(『津軽歴代記類』二七七頁)。

(36)無超記」(『同右』二七八頁)。 (35)

(37)「遠眼鏡」(『津軽藩旧記伝類』二五二頁)。

·老譚」(『津軽歴代記類』二八三頁)。

(39) 拙稿Ⅱ参照。 (38)

- 浪川健治「藩政確立期における新田開発の展開」 (『弘前大学国史
- 研究』六七号)。

(41)

土着以外に、次の八ヶ条が「追々可被差立御国政目録」として項目

- のみあげられている。 、貴、農賎、商事、
- 、貴,本行,禁,末作
- 民役を滅する仕様之事

- 、戸籍之法之事、
- 、義倉石貯被遊方之事幷米質之事
- 、悪作不取心得之事、
- 、諸産物本末之事、

、仕立山之事、

ずれも寛政三年以降の政策展開の中で現実化している。人別調役、 右の中で、圧は用が具体的内容を含み、また中心的箇条であるが、 郷 い

(42)**倉、山奉行の設置等がそれである。**

程度の量である。 市立弘前図書館郷土資料。請求№K306。四百字詰原稿用紙四○枚

- (43)一、御家中在町衣服制度之事
- 御家中幷三民孝悌を教醇厚之俗を勧る事、
- 棟梁を立廉恥之門を開き士風勧る事、
- 寺院風儀を可正事
- 、在方町方位階を改め可正事、
- 一、三民戸籍を明にし人別を改五軒組合を可正事、
- 、遊食間民を改農事に従しむへき事
- 一、在方小商人改差留農事に移し町家業を可正事
- 藉田を廃し壱統農事勧る事
- 両浜出入員数を正し奸曲を妨くへき事、
- 一、百工を正し虚器を制禁すへき事、
- 在方茂合出銀郡奉行印鑑通帳渡邪正を可正事、
- 町家出入馬員数を改多少を正へき事、

- 、壱統融通を開き有無を通しむる事、
- 、牧馬御取立之事、
- 、壱統に女工を勧むへき事
- 一、山林出入を制し仕立山を廃し可申事、
- 、御収納地払之事幷御家中食録を可正事

(44)

拙稿Ⅰ、九頁。

(青森県立田名部高等学校教諭)